

意見陳述書

平成25年11月5日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

審査請求人 XXXXXXXXXX

震災の年、母が大病を患い手術と入院をしたのですが、その後介護が必要な状態になり私は離職せざるを得ませんでした。

母の介護のことと、家の復旧のことなどで頭がいっぱいになり不安になりましたが、生活再建支援金のおかげで私たち家族は本当に助かりました。

支援金は、破損個所の修繕や生活備品の購入など生活の再建と介護費用として使わせていただきました。

ところが翌年、再び罹災判定が変わるなどの混乱があり、今度は私が身体を壊し入院して手術を受ける事態になってしまいました。

現在、私の体調はほぼ回復しておりますが、この度の都道府県会館からの強引な返還要求によってまた苦しめられています。

このマンションの皆さんも事情の違いはありますが、同じように精神的、身体的な苦痛を受けていると聞いています。

そして、今年は列島各地で大規模な災害に見舞われて居て、被災されている方々が大勢いらっしゃいますが、私たちのような事態にならないことを切に願っているところです。

どうぞ県民の立場に立ったご判断をお願い致します。

平成 25 年 11 月 5 日

生活再建支援金返還 審査請求
意見陳述書

仙台市太白区茂庭台4丁目3・6 [REDACTED]
ダイアシティ 2000 [REDACTED]
[REDACTED]

昨年、7月私たち住民は、宮城県知事に財団法人都道府県会館に対して、「被災者生活再建支援金」の返還を求めないよう強く要望（要請）します。との要望書を提出いたしました。

その内容は、私たちは、平成23年3月11日の東日本大震災により未曾有の被害を受け、被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」の給付を受けました。この支援金は、震災によって居住する住宅の損傷、就業先の休業等による仕事を失った私たち住民にとって大変有難いものでした。この支援金により一日も早く、生活再建に向けて歩き始めた矢先に、仙台市の「罹災証明の判定内容の誤認－職権による修正－変更の通告」という行政の一方的な不手際により支援金の返還を求められております。

罹災証明の判定内容の修正については仙台市に撤回を求めています。知事の権限において財団法人都道府県会館に対して、「被災者生活再建支援金」の返還を求めないよう要請して下さいようお願いいたします。との内容でした。

その後、平成25年4月26日付けで、被災者生活再建支援金について、被害認定の変更の理由により変換してください。との請求書が届きました。今回はこの通知書に基づき行政不服の審査請求を行っております。

私たちは、仙台市が発行した1通の罹災証明書により、震災から1年を経過しようとしている平成24年2月15日から、今日まで1年8ヶ月もの間、生活再建もままならぬ状況に追い込まれております。

また、都道府県会館の弁明書第3の2 本件処分の文中に、仙台市の罹災証明の判断を覆す「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」は提出されていない。ことによって取り消す旨の処分を行ったものである。と明記しておりましたが、これは私たち住民の声を無視した事実を精査するものではなく一方的な判断ではないかと思えます。罹災証明書の注意事項には、「民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。」と明記されております。

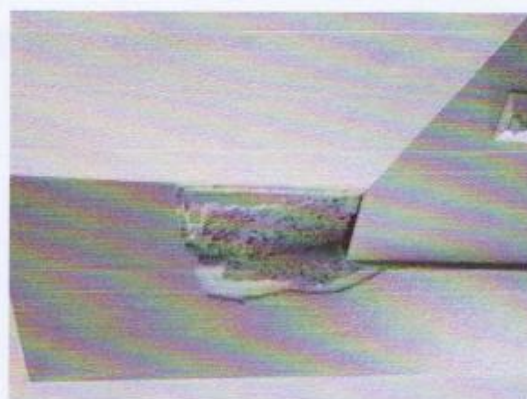
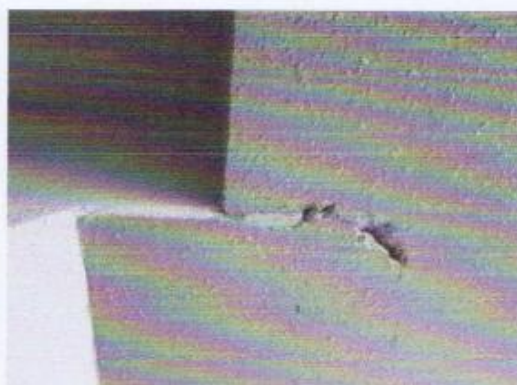
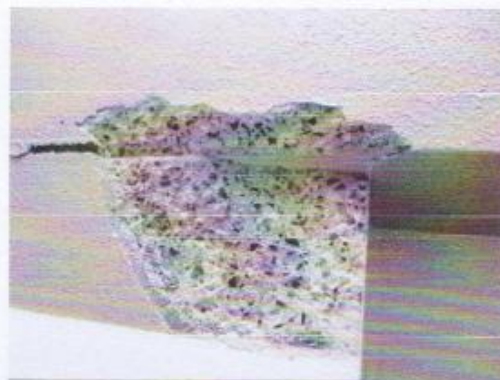
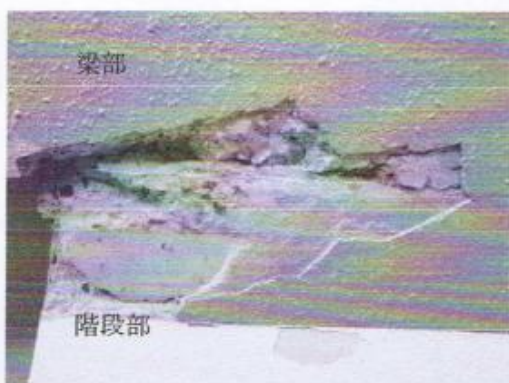
この問題の発端となった罹災証明書について私たちは、再三是正を求めましたが、仙台市は、自分たちの非を認めようといたしませんでした。

ここで、罹災状況について参考までに写真を添付いたします。

[参考写真]

共用部、59か所の階段と大梁部が被害を受け目視確認されております。

梁部のクラック・剥離



廊下梁の上部が、地震により盛り上がる。



実は、梁の上部が剥離・鉄筋まで



前記の写真について仙台市は、外部仕上げと称しております。

罹災写真を見ていただき、私から罹災後（平成 24 年 6 月）現状を調査していただいた構造設計一級建築士大石勝氏の見解の一部を述べさせていただきます。

今回の区の回答書面（H24 太区固第 147 号）に付随する文書（大友彰氏の見解）で、本棟の被害認定を変更した根拠を示した、

今までの説明会等と同様に今回の回答書面でも、『被害については「梁」ではなく、「外部仕上げ」に該当する』と、従来の主張を繰り返している。

しかし、大友氏の文書では、『当該（階段と梁の接合部）損傷部については、接続している階段部の一部と共に【梁の一部が】剥落したものである』と、梁の損傷を認定している（【 】内の主語は大石が挿入、なぜなら接合部という部材は無いから）。

但し仙台市は追記して、梁の損傷とは曲げやせん断を受けて生じたものに限定された如き解釈を述べ、「(内閣府の) 指針に示す梁の損傷には該当しない」と断定する。

あたかも指針には損傷の種類分けがあるかのごとき解釈であるが、これは個人の勝手な解釈である。指針の適用範囲には「地震力が作用することによる損傷」とあり、様々な損傷のパターン（中にはダボ作用によるひび割れなど）が例示されているが、原因あるいは結果を探究しその違いで損傷の許諾を判別するといった解説は無い。

私見を内閣府指針の適用範囲に当てはめれば、本棟の該当部の梁は「地震力が作用することによる【建物の層間変形によって】損傷した」である。

地震による建物の横揺れで各階(層)が傾き柱に傾斜が生じる、これを層間変形と言い、その階全体の柱の傾斜角を平均した値を、その階の層間変形角と表現する。

柱は撓む、曲がることで水平力：地震力を柳に風と受け流している。しかし斜めの階段スラブ（上階から下階へ渡された 1 枚のコンクリート版）はあたかもつかい棒をした如く変形しないので、上階の梁が横方向に揺れると階段と梁の接合部は引き離されたりぶつかってしまい、損傷した。

この現象は、柱梁の枠組み（ラーメン）の横枠としての梁が持つ性能（耐力）に対して地震力による曲げ&せん断力が上回ったために起きた損傷とは異なる。梁にとっては、正面の地震力に対峙しているのに突然横腹を突かれたようなもので、これを避けるには階段と梁の間を離す、隙間を作ればよかった。構造計画の配慮不足か施工のミスが原因と言える。と構造設計一級建築士大石勝氏は述べております。

最後に、なぜ私たちは都道府県会館が主張する行政処分を受けなければならないのか、都道府県会館は、私たち住民をあたかも犯罪者的な主張をしております。

都道府県会館が、「平等原則の確保」及び「公正な行政の確保」を望むのならば仙台市の行為そのものが、それらに抵触し、私たち住民を更なる被害者としているのではないのでしょうか。支援金の返還を求めるなら、求める先は仙台市ではないのでしょうか。

宮城県は、仙台市の私たち住民に対する再々罹災証明の発行経緯、震災からの今日までの時間的な経緯を踏まえて、私たち住民の為に事実の確認と、財団法人都道府県会館に対して、「被災者生活再建支援金」の返還を求めないよう強く要請をお願い致し、私たち被災者の震災からの立ち直りを無に帰することなく、また、状来と同様な被災者のためにも、私たちの主張をぜひお認めいただくようお願いし、私の意見陳述といたします。

以上